
第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国の少子化の動向を示す指標の1つである合計特殊出生率(1人の女子が一生の間に産む平均子ども数)は、過去最低であった平成17年の1.26に対し、平成18年以降3年連続で上昇し、平成20年では1.37となりました。しかし、人口維持に必要な2.08に比べて低位で推移しており、依然として少子化であることに変わりありません。

少子化の進行は人口の減少に留まらず、経済成長の鈍化や社会保障における負担増、地域社会の活力の低下等社会生活の様々な面に深刻な影響を及ぼします。

そのため、国は少子化の流れを変える総合的な取り組みを推進する必要から、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。同法において、次代の社会を担う子ども達が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、都道府県、市町村及び301人以上の従業員を雇用する事業主(平成23年4月1日からは101人以上)に対し、子育て支援等に関する「次世代育成支援対策行動計画」の策定を義務づけました。

これにより、本町においても平成17年3月に「西原町児童育成計画(にしはらわらびプラン)」を見直し、「西原町次世代育成支援行動計画(新にしはらわらびプラン)」(以下、「前期計画」と言う)を策定しました。

この計画は5年を一期とする計画で、前期計画は平成21年度を最終年度としており、当該年度においてこれまでの取り組みを見直し、平成22年度からの後期計画を策定する必要があります。

2. 計画見直しの趣旨

本町では、前期計画に基づき、全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる地域づくりのために、保育サービスの充実を始めとする多様な子育て支援策の推進に努めてきました。

しかし、さらなる核家族化の進行、共働き世帯やひとり親世帯の増加及び保護者の就労形態や生活様式の多様化等を背景に、子育て支援のニーズは益々増大、多様化しています。

この間、国は「発達障害者支援法」の施行(平成17年)、「教育基本法」の改正(平成18年12月)、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月)の策定、「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月)の推進等子育て支援に関わる対策を次々と示してきました。

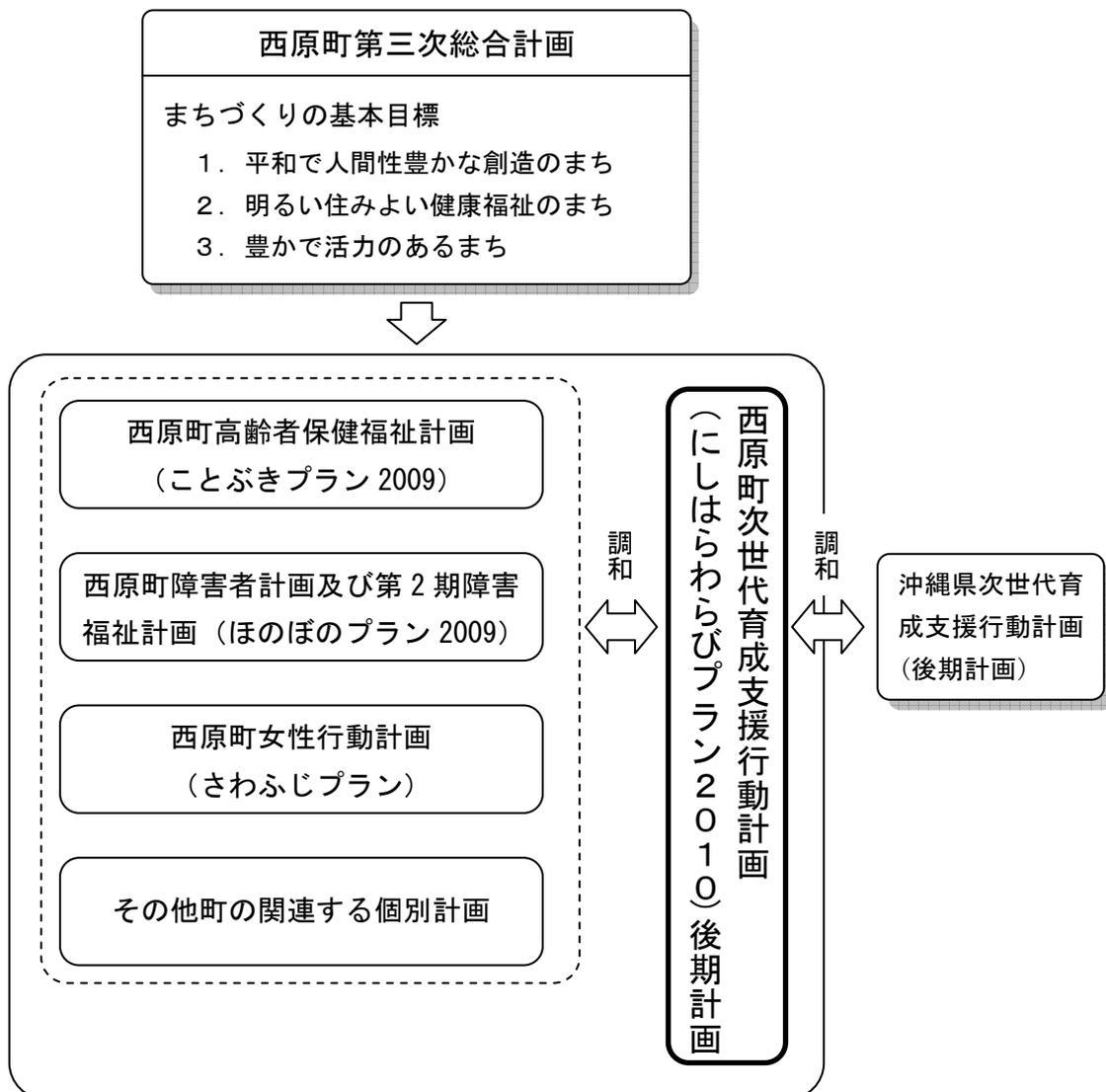
また、政権交代による新たな子育て支援対策が注視されています。

後期計画の策定にあたっては、こうした国の動きと連動した取り組みの充実を図るとともに、前期計画の取り組みの検証及び地域の子育て支援のニーズ等を踏まえ、次代の社会を担う子ども達が健やかに生まれ、かつ、育成される地域社会の構築を一層推進していくために「西原町次世代育成支援行動計画(にしはらわらびプラン2010)後期計画」を策定します。

3. 計画の位置づけ

- ・本計画は、「西原町第三次総合計画」の基本構想に則し、総合計画におけるまちづくりの基本目標を次世代育成支援の視点から実現を目指すものであり、総合計画の下位計画として位置づけられます。
- ・本計画は、「沖縄県次世代育成支援行動計画(後期計画)」と調和を図ります。
- ・本計画は、「西原町高齢者保健福祉計画(ことぶきプラン 2009)」、「西原町障害者計画及び第2期障害福祉計画(ほのぼのプラン2009)」、「西原町女性行動計画(さわふじプラン)」及びその他町の関連する個別計画と調和を図ります。
- ・本計画は母子保健計画を包括する計画として位置づけます。

■ 計画の位置づけ



4. 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、10年間の時限立法であり、行動計画は5年を一期として、前期計画と後期計画に分かれます。前期計画は平成17年度から平成21年度を計画期間とし、平成21年度中に見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画を策定するものです。

